

船舶事故調査報告書

令和6年6月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年7月23日 13時00分ごろ
発生場所	山口県下関市小串漁港西方沖 小串港北防波堤灯台から真方位267°9.9海里（M）付近 （概位 北緯34°10.1′ 東経130°43.6′）
事故の概要	漁船ふじ丸は、船首を北方に向けて漂泊中、船長が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和5年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ふじ丸、2.0トン YG3-49910（漁船登録番号）、個人所有 8.80m（Lr）×1.80m×0.75m、FRP ディーゼル機関、70kW（動力漁船登録票による）、昭和61年2月5日
乗組員等に関する情報	船長 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月18日 免許証交付日 平成31年2月22日 （令和6年6月7日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、海面水温 約26℃ 下関市には、本事故当時、強風及び波浪に関する警報並びに注意報の発表はなかった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和5年7月23日06時00分ごろ小串漁港西方沖の漁場に向け、同漁港を出港した。 船長は、漁場に到着した後、主機を中立運転とし、船尾にスパンカー（船首を風上に向ける目的で船尾に装備された三角帆）を展開し

て船首を北方に向けて漂泊し、右舷後部に置いた椅子に腰を掛け、右舷方に向けて手釣りを始めた。

(写真1 参照)



写真1 本船

船長は、漁を終えて帰港することとし、船長の家族に帰港する旨の電話をした後、道具の片付けを行っていたところ、風になびいた釣り糸が、釣り糸が滑りやすいように舷縁に取り付けられた竹竿（以下「本件竹竿」という。）と右舷船尾部外板との間に引っ掛かったことを知った。(図1 参照)

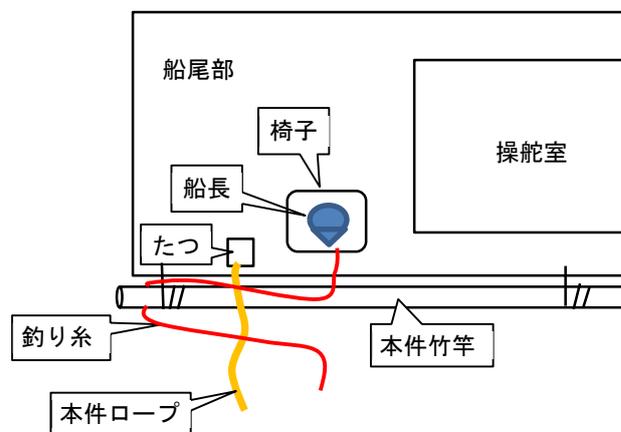


図1 船長の釣り位置及び釣り糸の状況

船長は、13時00分ごろ、引っ掛かった釣り糸を外そうとして椅子から立ち上がったところ、突然、船体が動揺して体のバランスを崩し、前方に倒れるように落水した。

落水時は波が大きくて本船が揺れていたものの、落水後は着用していた膨張式の救命胴衣が膨らみ、すぐに海面が平穏になったので、船長は、本船の右舷船尾部の舷縁に手を掛けて船上に上がろうと数回試みたが、上がることができなかった。

船長は、船上に上がることを諦め、右舷船尾部のたつから海中に垂らしていたシイラなどの大きい漁獲物を吊るしておく長さ数mのロー

	<p>プ（以下「本件ロープ」という。）をつかみ、本船と共に漂流を始めた。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合の職員は、ふだん、15時過ぎに帰港しているはずの本船が帰港していないことを不思議に思い、船長の家族に尋ねたところ、帰宅していなかったため、海上保安庁に船長の捜索を要請した。</p> <p>船長は、海上保安庁の巡視艇及び僚船により捜索が行われ、20時40分ごろ、下関市双子島南東方で、着用していた救命胴衣が収縮した状態で本件ロープにつかまっているところを巡視艇に発見され、救助された。</p> <p>船長は、巡視艇で下関市特牛港に入港し、待機していた救急車で病院に搬送され、誤嚥性肺炎と診断されて約2週間の入院加療を受けた。</p> <p>本船は、僚船により小串漁港へえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、縄ばしごを船首部の物入れに収納していたが、操業中に使用していなかった。</p> <p>船長は、落水時、携帯電話を操舵室角部に取り付けた収納ボックスに入れていた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近が、関門港に入港する大型船舶が頻りに航行する海域であり、航走波により船体が動揺することを認識していたので、ふだんから航走波に注意していた。</p> <p>船長は、落水時、波が大きくて船体が動揺していたものの、すぐに海面が平穏になったので、左舷方から航走波を受けて船体が動揺したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、右舷方を向いて釣りをしていたが、右舷方に航行する船舶及び航走波を認めておらず、道具の片付けに意識を向けていて左舷方を見ていなかったため、航行する船舶及び航走波に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、釣り糸が引っ掛かったとき、船体の固定部につかまらずに椅子から立ち上がったので、航走波を受けて船体が動揺した際、体を支えることができずに落水してしまったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、小串漁港西方沖で船首を北方に向けて漂泊中、左舷方から航走波を受けて船体が動揺した際、船長が、体のバランスを崩して落水したことから、船上に上がることができず、長時間漂流を続けるう</p>

	<p>ちに海水を誤飲し、誤嚥性肺炎を発症したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件竹竿と右舷船尾部外板との間に引っ掛かった釣り糸を外そうとして船体の固定部につかまらずに椅子から立ち上がったことから、左舷方から航走波を受けて船体が動揺した際、体のバランスを崩して落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が本事故発生場所付近を航行する船舶及び航走波を目撃していなかったが、次のことから、左舷方から航走波を受けて船体が動揺したものと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 下関市には、本事故当時、強風及び波浪に関する警報並びに注意報の発表がなかったこと。 (2) 本事故発生場所付近は、関門港に入港する大型船舶が頻繁に航行する海域であり、船長が航走波により船体が動揺することを認識していたこと。 (3) 船長は、右舷方に向けて釣りをしていたが、右舷方に航行する船舶及び航走波を認めておらず、道具の片付けに意識を向けていて左舷方を見ていなかったこと。 (4) 船長が落水した時、波が大きくて船体が動揺していたものの、すぐに海面が平穏になったこと。
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小串漁港西方沖で船首を北方に向けて漂泊中、左舷方から航走波を受けて船体が動揺した際、船長が、船体の固定部につかまらずに椅子から立ち上がり、体のバランスを崩して落水したため、船上に上がることができず、長時間漂流を続けるうちに海水を誤飲し、誤嚥性肺炎を発症したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本事故後、落水防止措置として、本船の右舷後部の舷縁上に手すりを設置した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、大型船舶が航行する海域で操業する場合、常時周囲の見張りを行って航走波の接近を早期に把握し、椅子から立ち上がる際には、船体の固定部をつかむなどして体のバランスを保ち、落水防止に努めること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、操業中、落水に備えて次の措置を講じておくこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 搭載している縄ばしごの舷縁への設置 (2) 防水パックに入れるなどの防水措置を施した携帯電話を常に携行することによる緊急時の連絡手段の確保

付図1 事故発生場所概略図

